平成２３年（フ）第９８号
秋田県湯沢市材木町２丁目１番43号
債務者　竹貫　榮子
1　決定年月日時　平成24年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　優
4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月15日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第３００１号
横浜市都筑区見花山２番11号　フェリース見花山Ｂ－１
債務者　千本　達郎
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　達生
4　破産債権の届出期間　平成24年３月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３号
熊本県八代郡氷川町野津745番地４
債務者　秋山千津子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　破産債権の届出期間　平成24年３月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１８１２号
神奈川県相模原市中央区星が丘２丁目１－８－901
債務者　新田　康人
1　決定年月日時　平成24年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　修平
4　破産債権の届出期間　平成24年３月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３９号
北海道帯広市西14条南36丁目４番６号
債務者　小藤田直道
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　茂雄
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
北海道中川郡幕別町札内新北町20番地の７
債務者　小藤田貴世子
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　茂雄
4　破産債権の届出期間　平成24年５月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月31日午前10時５分
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７号
栃木県下都賀郡壬生町大字北小林138番地３
債務者　平石二美夫
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩間　光朗
4　破産債権の届出期間　平成24年４月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第２０７５号
千葉県船橋市大穴南２丁目４―11
債務者　田中　　昭
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土田　一裕
4　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年５月24日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２８号
横浜市鶴見区朝日町１丁目33番地
債務者　梶田　義則
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成24年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２９号
横浜市鶴見区朝日町１丁目33番地
債務者　梶田　則子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　慶
4　破産債権の届出期間　平成24年３月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６１号
山口県下関市小月駅前１丁目６番11―301号スカイヒルズ小月駅前、前住所山口県萩市大字椿東2572番地
債務者　中西　仁志
1　決定年月日時　平成24年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直行
4　破産債権の届出期間　平成24年５月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月６日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年６月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第２０８３号
神奈川県横浜市保土ケ谷区西久保町14―420
債務者　林　　秀之
1　決定年月日時　平成24年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長島　充明
4　破産債権の届出期間　平成24年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月７日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９１１号
埼玉県八潮市鶴ケ曽根1717、住民票上の住所東京都足立区栗原２丁目７－４－308
債務者　杉本　裕二
1　決定年月日時　平成24年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　幡田　宏樹
4　破産債権の届出期間　平成24年３月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年６月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９３号
鳥取県岩美郡岩美町大字大谷2182番地365
債務者　濵納隆太郎
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　房安　　強
4　破産債権の届出期間　平成24年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月22日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
鳥取地方裁判所民事部